

新潟県土木部社会資本維持管理計画を改定しました

～ 国の有利な財源を活用し、優先度を踏まえ対策を着実に推進します ～

土木部では、令和4年3月に改訂した「新潟県土木部社会資本維持管理計画」において、施設の健全度および重要度から優先度を定め、計画的かつ集中的な老朽化対策を進めてきたところです。

このたび、現行計画の期間が令和7年度をもって終了することから、今後も老朽化対策が計画的かつ着実に推進できるよう、これまでの補修更新の進捗状況や定期点検の結果を踏まえ、当該計画を改定しましたのでお知らせします。

引き続き、「安全・安心に暮らし続けられる新潟県」の実現に向けて、公共土木施設の老朽化対策に取り組んでいきます。

※対象施設：橋梁、トンネル、洞門（シェッド・シェルター）等、舗装、河川構造物、ダム、海岸保全施設、砂防関係施設、公営住宅、流域下水道施設、都市公園施設（建築物）、防災情報システム

1 改定計画のポイント

○ 補修更新に係る新たな達成目標

・・・令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間と定め、令和12年度までに補修更新に着手する施設数を数値目標として設定しました

○ 新たな取組事項

・・・高度経済成長期に建設された施設が一斉に更新時期を迎えることから、老朽化した橋梁の更新を前倒しするなど、更新時期の平準化に努めます

2 計画の内容

○ 計画概要及び本文については、ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/r7-12ijikannrikeikaku.html>